

定 款

改定：2022年6月23日

株式会社ユニリタ

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当社は、株式会社ユニリタと称し英文では、UNIRITA Inc. と表示する。

### 第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータソフトウェア製品の開発、使用許諾、貸与、譲渡、買付け、および輸出入
- (2) 国内外におけるコンピュータソフトウェア製品の技術サポート
- (3) 経営およびコンピュータの利用技術の合理化に関するコンサルティング業務
- (4) 情報処理および情報提供サービスに関する業務
- (5) コンピュータに関する技術、製品の開発、販売および賃貸ならびに輸出入
- (6) コンピュータシステムに関するソフトウェアの受託開発
- (7) 情報システムの計画、開発、作成、保守に関する設計技術者の派遣
- (8) 経営合理化および情報システムに関する書籍の出版ならびに販売および教育事業
- (9) 農業生産に必要な農業生産用 IT ソフトウェアの開発製造、開発受託、販売
- (10) 農業の経営、農産物の製造・販売、農作業の受託
- (11) 前各号に掲げた物品の割賦販売および金融業務
- (12) 前各号に関連する業務

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

### 第4条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、15,000,000株とする。

#### **第7条（自己の株式の取得）**

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### **第8条（単元株式数）**

当社の単元株式数は、100株とする。

#### **第9条（単元未満株式についての権利）**

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

#### **第10条（単元未満株式の買増し）**

当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、買増請求があるときに、当社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合この限りではない。

#### **第11条（株主名簿管理人）**

- 1 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

#### **第12条（株式取扱規程）**

当社の株主の権利行使の手続き、その他株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### **第3章 株 主 総 会**

#### **第13条（招 集）**

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。

#### **第 14 条（招集地）**

当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

#### **第 15 条（基準日）**

- 1 当社は、毎年 3 月 31 日（以下、定時総会基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録された議決権ある株主をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使できる株主とする。
- 2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうち一定の日（以下、臨時総会基準日という。）の最終の株主名簿に記載された株主または、登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

#### **第 16 条（招集権者および議長）**

- 1 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### **第 17 条（電子提供措置等）**

- 1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### **第 18 条（決議の方法）**

- 1 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### **第 19 条（議決権の代理行使）**

- 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに、その代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### **第 20 条（議事録）**

株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第21条（員 数）

当社の取締役は、10名以内とする。

### 第22条（選任および解任方法）

- 1 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第23条（任 期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

### 第24条（代表取締役および役付取締役）

- 1 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

### 第25条（取締役会の招集権者および議長）

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### 第26条（取締役会の招集通知）

- 1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### 第27条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件をみたしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

### 第28条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役、監査役がこれに署名する。

### 第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

### 第30条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

### 第31条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### 第32条（員数）

当会社の監査役は5名以内とする。

### 第33条（選任方法）

- 1 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第34条（任期）

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第35条（補欠監査役）

- 1 当会社は、監査役が欠けた場合または法令もしくは定款に定めた監査役の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠監査役を選任することができる。
- 2 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第36条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

### 第 37 条（監査役会の招集通知）

- 1 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### 第 38 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

### 第 39 条（監査役会の議事録）

監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名する。

### 第 40 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### 第 41 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

### 第 42 条（監査役の責任免除）

- 1 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

### 第 43 条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

### 第 44 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

### 第 45 条（任 期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

#### 第46条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

#### 第47条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

#### 第48条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

#### 第49条（剰余金の配当の基準日）

- 1 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

#### 第50条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

## 第8章 株式の大量取得行為に対する防衛策

#### 第51条（買収防衛策）

取締役会は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための措置（以下「買収防衛策」という。）を株主総会の決議をもって、導入、継続、変更および廃止することができる。

#### 第52条（新株予約権無償割当の決定機関）

当社は、買収防衛策としての新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

#### 第53条（企業価値検討委員会）

取締役会が第51条に定める買収防衛策に基づき対抗措置を講じようとするときは、3名以上の委員から構成される企業価値検討委員会に対して対抗措置を講じることが企業価値ないしは株主共同の利益の維持・向上の観点から相当であるかを諮問しなければならない。同委員会の意見を尊重するものとする。

以 上